

職員の懲戒処分について

次のとおり職員の懲戒処分を行いましたので、公表します。

○懲戒処分の内容

(1) 処分日 令和5年11月27日

(2) 処分の内容と被処分者の属性

①減給月額10分の1(3ヵ月間)

事案発生当時、主担当者であった保健福祉部の30代女性一般職1名を「減給月額10分の1(3ヵ月間)」の懲戒処分とし、併せて関係者の処分として、当時の関係上司(一般職)4名を**嚴重注意処分**、当時の関係管理職5名を**口頭注意処分**とした。

(3) 事案の概要:

平成24年度から平成30年度までの期間において、町営住宅及び定住促進住宅の退去時等に速やかに還付すべき敷金及び駐車場保証金の一部(計11人分)を還付せずに放置したことにより、住民へ多大な不信感を与え、また、遅延損害金を生じさせ、町へ損害を及ぼしたもの。

※①の職員が直接関わった案件は、11人分のうち7人分。